「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書

今、地域の様々な課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO (特定非営利活動法人) 協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。

このひとつである「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けています。全国には「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は、わかっているだけで約3万人おり、事業規模は年300億円程度に上るとされています。事業内容は、介護・福祉サービスや子育で支援、オフィスビルの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくり、フリーターや「ワーキングプア」の受け皿としても期待されています。また、県内の雇用情勢は、失業率、求人率とも全国最悪の状況ですが、協同労働で仕事を起こすこの新しい働き方は働きがいや生きがいづくりもあわせ、就労の機会創出を期待できます。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合(ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ)についての法制度が整備されています。日本でも、「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっています。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人のつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会的連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 19 日

沖縄県宜野湾市議会

提出先:内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、 参議院議長